

橋本市条例第 34 号

橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 9 月 17 日

橋本市長 平木哲朗

橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和5年橋本市条例第34号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(最低負担額) 第3条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(最低負担額) 第3条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に規定する政令で定める日から施行する。